東京学芸大学新教員養成コース特別給付金の申請及び返還等に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：新教員養成コースを教員養成高度化プロジェクトとして継続・発展的に運営すること及び大学院教育学研究科の組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項	東京学芸大学新教員養成コース特別給付金の申請及び返還等に関する取扱要項
（趣旨） 第１条　この要項は，東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金に関する要項（以下「給付要項」という。）第３条第３項及び第７条第３項に基づき，特別給付金（以下「給付金」という。）の申請及び返還等の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この要項は，東京学芸大学新教員養成コース特別給付金に関する要項（以下「給付要項」という。）第３条第３項及び第７条第３項に基づき，特別給付金（以下「給付金」という。）の申請及び返還等の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。
（申請） 第２条　給付金の貸与を希望する者は，教員養成高度化プロジェクト特別給付金申請書（別紙様式１），誓約書（別紙様式２）その他必要な書類を添えて，別途指定する日までに学長に提出しなければならない。	（申請） 第２条　給付金の貸与を希望する者は，新教員養成コース特別給付金申請書（別紙様式１），誓約書（別紙様式２）その他必要な書類を添えて，別途指定する日までに学長に提出しなければならない。
第３条　貸与の決定は，関係書類に基づき，教育学研究科運営委員会の議を経て学長が行う。	第３条　貸与の決定は，関係書類に基づき，教育学研究科運営委員会の選考を経て学長が行う。
２・３　〔省略〕	２・３　〔省略〕
第４条　〔省略〕	第４条　〔省略〕
２～５　〔省略〕	２～５　〔省略〕
６　返還者が，支払い能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠ったと認められるときは，当該返還者は，出納命令役の請求に基づき，その指定する日までに返還未済額の全部を返還しなければならない。	６　返還者が，支払い能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠ったと認められるときは，当該返還者は，本学の請求に基づき，その指定する日までに返還未済額の全部を返還しなければならない。
（教員就職に係る返還免除） 第５条　本学大学院教育学研究科又は連合学校教育学研究科を修了後（給付要項第７条第２項の規定により返還猶予の許可を得た者については修了後２年以内）に国公私立の学校（幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校等）の教員に就職した者に限り，願い出により給付金の返還を免除することができる。	（教員就職に係る返還免除） 第５条　本学大学院教育学研究科又は連合学校教育学研究科を修了後（給付要項第７条第２項の規定により返還猶予の許可を得た者については修了後２年以内）に国公私立の学校（幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校等）の教員に就職した者に限り，願い出により特別給付金の返還を免除することができる。
２～４　〔省略〕	２～４　〔省略〕
（死亡等による返還免除） 第６条　〔省略〕	（死亡等による返還免除） 第６条　〔省略〕
２・３　〔省略〕	２・３　〔省略〕
第７条　学長は，前条の願い出があったときは，これを審査決定し，その結果を返還者又は相続人並びに連帯保証人に通知する。	第７条　本学は，前条の願い出があったときは，これを審査決定し，その結果を返還者又は相続人並びに連帯保証人に通知する。

（返還猶予の願い出） 第８条　給付要項第７条第２項の規定により給付金の返還の猶予を希望する者は，別途指定する日までに特別給付金返還猶予願（別紙様式５）を提出し，学長の許可を得なければならない。 ２・３　〔省略〕 第９条　給付要項第７条第２項の規定によるもののほか，給付金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合，願い出により給付金の返還期限を猶予することができる。 (1)～(3)　〔省略〕 ２～４　〔省略〕 〔省略〕 （返還の督促） 第１１条　出納命令役は，給付金の返還を遅延している返還者に対し，当該返還者が遅延している給付金の額及びその支払方法等を示して返還を督促するものとする。 （連帯保証人に対する督促） 第１２条　前条の督促に応じない場合，出納命令役は，返還者の連帯保証人に対し，当該返還者が返還を遅延している給付金の額及びその支払方法等を示して返還を請求するものとする。 （遅延損害金） 第１３条　返還者が給付金の返還を遅延したときは，遅延損害金を徴するものとする。 ２　前項の額は，遅延している給付金の返還額に，返還期日の翌日から返還した日までの日数に年（３６５日当たり）５パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし，学長は，災害，傷病その他やむを得ない事由により遅延したと認められる場合，その遅延損害金を減免することができる。 ３　出納命令役は，前２条の督促又は請求を行う場合には，前項の規定により計算した額の遅延損害金の納入を併せて督促又は請求するものとする。 〔省略〕 別紙様式　１ 東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金申請書 東京学芸大学長　　殿	（返還猶予の願い出） 第８条　給付要項第７条第２項の規定により特別給付金の返還の猶予を希望する者は，別途指定する日までに特別給付金返還猶予願（別紙様式５）を提出し，学長の許可を得なければならない。 ２・３　〔省略〕 第９条　給付要項第７条第２項の規定によるもののほか，給付金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合，願い出により給付金の返還を猶予することができる。 (1)～(3)　〔省略〕 ２～４　〔省略〕 〔省略〕 （返還の督促） 第１１条　本学は，給付金の返還を延滞している返還者に対し，当該返還者が延滞している給付金の額及びその支払方法等を示して返還を督促するものとする。 （連帯保証人に対する督促） 第１２条　前条の督促に応じない場合，本学は，返還者の連帯保証人に対し，当該返還者が返還を延滞している給付金の額及びその支払方法等を示して返還を請求するものとする。 （延滞金） 第１３条　返還者が給付金の返還を延滞したときは，延滞金を徴するものとする。 ２　前項の額は，延滞している給付金の返還額に，返還期日の翌日から返還した日までの日数に年（３６５日当たり）５パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし，本学は，災害，傷病その他やむを得ない事由により延滞したと認められる場合，その延滞金を減免することができる。 ３　本学は，前２条の督促又は請求を行う場合には，前項の規定により計算した額の延滞金の納入を併せて督促又は請求するものとする。 〔省略〕 別紙様式　１ 東京学芸大学新教員養成コース特別給付金申請書 東京学芸大学長　　殿

「東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金に関する要項」及び「東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」に基づき、連帯保証人と連署のうえ、関係書類を添えて申請します。

〔省略〕

別紙様式　２

誓　　約　　書

東京学芸大学長　　殿

私　　は、「東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金に関する要項」及び「東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」の規定を理解した上で、教員養成高度化プロジェクト特別給付金の申請を行っていることを誓約します。また、貸与決定後には、貸与学生として教員を目指すべく修学するとともに、返還の義務を有した場合は、誠実に履行することを誓約いたします。

〔省略〕

別紙様式　３

東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金返還計画書

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　　殿

「東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」第４条第５項に基づき，提出します。

〔省略〕

２．大学院教育学研究科在学時の専攻・プログラム名

専攻　　プログラム

「東京学芸大学新教員養成コース特別給付金に関する要項」及び「東京学芸大学新教員養成コース特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」に基づき、連帯保証人と連署のうえ、関係書類を添えて申請します。

〔省略〕

別紙様式　２

誓　　約　　書

東京学芸大学長　　殿

私　　は、「東京学芸大学新教員養成コース特別給付金に関する要項」及び「東京学芸大学新教員養成コース特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」の規定を理解した上で、新教員養成コース特別給付金の申請を行っていることを誓約します。また、貸与決定後には、貸与学生として教員を目指すべく修学するとともに、返還の義務を有した場合は、誠実に履行することを誓約いたします。

〔省略〕

別紙様式　３

東京学芸大学新教員養成コース特別給付金返還計画書

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　　殿

「東京学芸大学新教員養成コース特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」第４条第５項に基づき，提出します。

〔省略〕

２．大学院教育学研究科在学時の専攻・コース・サブコース名

専攻　　コース　　サブコース

〔省略〕

別紙様式　4

東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金返還免除願

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　殿

「東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」第５条及び第６条に基づき，提出関係書類を添えて申請します。

〔省略〕

別紙様式　5

東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金返還猶予願

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　殿

「東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」第８条に基づき，提出関係書類を添えて申請します。

〔省略〕

別紙様式　6

東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金返還猶予現況届

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　殿

〔省略〕

別紙様式　4

東京学芸大学新教員養成コース特別給付金返還免除願

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　殿

「東京学芸大学新教員養成コース特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」
（第５条／第６条）
に基づき，提出関係書類を添えて申請します。

〔省略〕

別紙様式　5

東京学芸大学新教員養成コース特別給付金返還猶予願

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　殿

「東京学芸大学新教員養成コース特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」第８条に基づき，提出関係書類を添えて申請します。

〔省略〕

別紙様式　6

東京学芸大学新教員養成コース特別給付金返還猶予現況届

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　殿

「東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」第８条第３項に基づき，提出関係書類を添えて提出します。

〔省略〕

２．大学院教育学研究科在学時の専攻・プログラム名

専攻　　プログラム

〔省略〕

別紙様式　７

東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金返還期限猶予願

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　殿

「東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」第９条に基づき，提出関係書類を添えて申請します。

〔省略〕

２．大学院教育学研究科在学時の専攻・プログラム名

専攻　　プログラム

〔省略〕

附　則

この要項は，平成31年４月１日から施行する。ただし，平成28年度までに新教員養成コースに登録し，新教員養成コース特別選抜を経て教育学研究科に入学した者については，なお，従前の例による。

「東京学芸大学新教員養成コース特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」第８条第３項に基づき，提出関係書類を添えて提出します。

〔省略〕

２．大学院教育学研究科在学時の専攻・コース・サブコース名

専攻　　コース　　サブコース

〔省略〕

別紙様式　７

東京学芸大学新教員養成コース特別給付金返還期限猶予願

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　殿

「東京学芸大学新教員養成コース特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」第９条に基づき，提出関係書類を添えて申請します。

〔省略〕

２．大学院教育学研究科在学時の専攻・コース・サブコース名

専攻　　コース　　サブコース

〔省略〕